

ニュースセンター

No. 560

発行 2026年1月10日

2026年午年は飛躍の年！

初志貫徹

うまくいく年

2026年も幸福な年でありますように！

常に感謝の念をもち

皆様のおもいがうまく進むよう

快適環境創造のパートナーとして

寄り添わせて頂き、飛躍の年にします！

午年は初志貫徹、皆様にとってちょうどいいサービス・分析を提案し、多検体であっても短納期でお応えできる分析センターとしてだけでなく、ご要望に応じた分析提案が検討できる研究所の立ち上げをスタートする年になります。

「あなたの分析室」としてかゆいところに手が届き、「快適環境創造のパートナー」として皆様の快適な環境の実現に貢献できるよう、本年も邁進してまいります。

旧に倍するご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ致します。

代表取締役社長 内藤岳

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1. EU POPs 規則附属書 I に LC-PFCA 類を追加する改正案について意見募集を実施](#)
- [2. EU POPs 規則附属書 I にクロルピリホスを追加する改正案について意見募集を実施](#)



製品中 PFAS 分析について、規制される項目が増えてます

有機フッ素化合物（PFAS）は、国内外で規制の強化が進んでいます。これまでの PFOS、PFOA に加え、PFHxS や PFOA 関連物質が化審法に追加され、POPs 條約においては、長鎖のペルフルオロカルボン酸（炭素数 9~21 のもの）などの追加が検討される予定です。



The Knights

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL:www.knights.co.jp

「PFHxS 関連物質」を 第一種特定化学物質に指定

2025年12月12日、PFHxS 関連物質の第一種特定化学物質への指定等を行う「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定されました。

本政令の概要は、以下の通りです。

- (1) PFHxS 関連物質について、第一種特定化学物質に追加指定
- (2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない 10 種類の製品を指定
- (3) 第一種特定化学物質である 8:2 フルオロテロマーアルコールについて、例外的に第一種特定化学物質を使用することができる用途から削除
- (4) 第一種特定化学物質が使用されている場合に取扱い等に係る基準に従わなければならない製品に、PFHxS 関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を指定

本政令に関する公布日は 2025 年 12 月 17 日、施行期日は (3) が 2025 年 12 月 17 日、(1) (2) (4) が 2026 年 6 月 17 日となっています。

なお、PFHxS 関連物質については、3省合同会合等を経て、具体的な物質群を指定することとしています。

当社では PFAS の分析に実績があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025年12月12日付 環境省報道発表資料](#)

- [3. EU POPs 規則附属書 I に MCCP 類を追加する改正案について意見募集を実施](#)
- [4. 光化学オキシダントの環境基準見直しについて](#)

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問合せはこちら](#)